

税制適格ストック・オプション適用の場合 (エンジェル税制の適用対象外となる)

目次

1. スtock・オプションとは
2. 税制非適格ストック・オプションの課税関係
3. 税制適格ストック・オプションの課税関係
4. エンジェル税制の優遇措置との関係

1. スtock・オプションとは

ストック・オプションとは、会社が自社または子会社の従業員、役員等に対して付与する**自社株式を一定の期間内にあらかじめ定めた価格（権利行使価額）で取得できる権利**をいいます。

ストック・オプションには、いわゆるストック・オプション税制（租税特別措置法第29条の2第1項）の適用を受けて取得する**税制適格ストック・オプション**とその適用を受けないで取得する**税制非適格ストック・オプション**があります。

2. 税制非適格ストック・オプションの課税関係

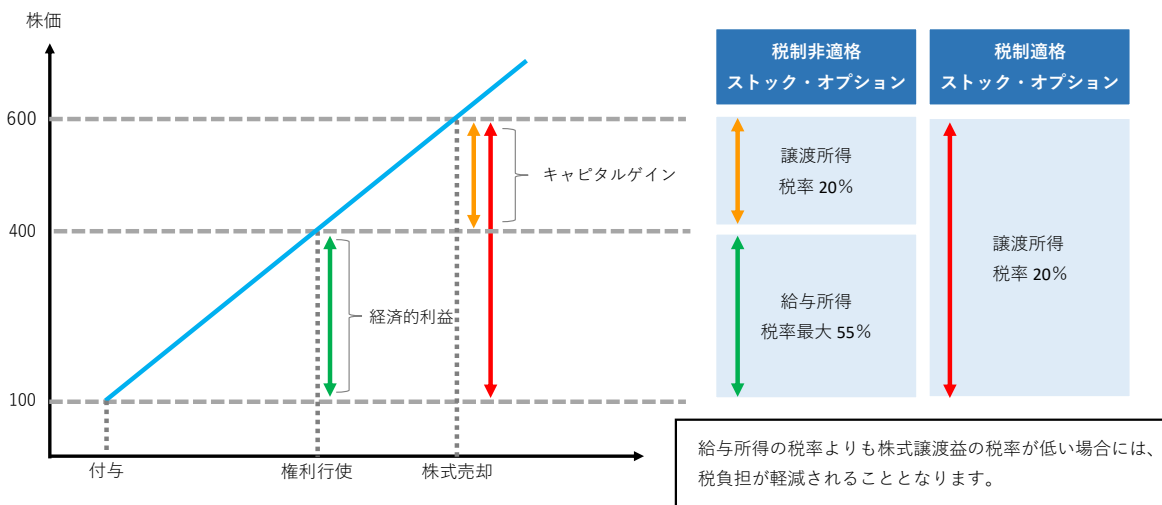
【具体例】

<発行会社の株価等>

- スtock・オプションの付与時 : 100
- スtock・オプションの行使時 : 400 (権利行使価額 100)
- 権利行使により取得した株式の譲渡時 : 600

税制非適格ストック・オプションを行使（株式の取得）し、権利行使価額（100）より取得した株式の時価（400）の方が大きい場合には、取得した株式に経済的利益（300）が生じます。この経済的利益は給与所得等として課税されます。

また、その取得した株式を売却した場合には、譲渡時の株価（600）から、行使時の株価（400）を差し引いた株式譲渡益（200）が譲渡所得として課税されます。



3. 税制適格ストック・オプションの課税関係

【具体例】

< 発行会社の株価等 >

- スtock・オプションの付与时 : 100
- スtock・オプションの行使時 : 400 (権利行使価額 100)
- 権利行使により取得した株式の譲渡時 : 600

税制適格ストック・オプションの権利の行使時(株式の取得時)の経済的利益は、租税特別措置法の規定(租税特別措置法第29条の2第1項)により、課税が繰り延べられることから、課税関係は生じません。株式の譲渡時にその経済的利益とキャピタルゲインを合わせて譲渡所得として申告分離課税の対象とすることとされています。

税制適格ストック・オプションにより取得した株式を売却した場合には、譲渡時の株価(600)から、権利行使価額(100)を差し引いた株式譲渡益(500)が譲渡所得として課税されます。

4. エンジェル税制の優遇措置との関係

ストック・オプションを行使して株式を取得した日の給与課税を繰り延べ、その株式を譲渡した日の属する年分の株式譲渡益として課税対象とすることとされる**税制適格ストック・オプション**に該当する株式については、**エンジェル税制の優遇措置**を受けることはできません。